

**適用拡大情報**

農林水産省登録  
第20348号

殺菌剤  
**ダイマジン（水和剤）**  
イミノクタジナルベシル酸塩・フェンヘキサミド水和剤

平成28年9月16日付けで以下の通り適用拡大されました。

<変更内容>

●作物名に「りんご（適用病害虫名：斑点落葉病）」を追加する。

**太字**が拡大部分です。

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	イミノクタジン を含む農薬の 総使用回数	フェンヘキサミドを 含む農薬の 総使用回数
<b>りんご</b>	斑点落葉病	1000倍	200～700 L/10 a	収穫前日 まで	2回以内	散布	8回以内 (液剤及び水和剤は合計6回以内 (開花期以降は3回以内)、 塗布剤は2回以内)	2回以内
みかん	灰色かび病 そうか病	1000倍		3回以内				
	汚れ果症	1500倍						
かんきつ (みかんを 除く)	灰色かび病 そうか病	1000倍		2回以内				
	汚れ果症	1500倍						
もも	灰星病 ホモブシス腐敗病 黒星病			収穫前日 まで			3回以内 (休眠期は1回以内)	
おうとう	幼果菌核病		収穫7日 前まで	3回以内				
きゅうり	灰色かび病 うどんこ病 菌核病	1500倍	150～300 L/10 a	収穫前日 まで	3回以内	散布	5回以内	3回以内
トマト	灰色かび病 葉かび病						3回以内	
なす	灰色かび病 すすかび病						3回以内	
いちご	灰色かび病 うどんこ病						2000倍	

<使用上の注意事項の追加>

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (12) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

<使用上の注意事項の変更>

**【変更前】**

- (4) りんごの芽出し2週間すぎから落花後25日ごろまではさび果を生じる恐れがあるので、かからないように注意すること。
- (7) 本剤をおうとうに使用する場合、着色期の散布では薬害（着色障害）が生じる恐れがあるので使用しないこと。
- (8) 幼果期のメロン、ばらに対して薬害を生じる恐れがあるので、かからないように注意すること。
- (11) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

**【追加・変更後】**

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 本剤はイミノクタジンを含む農薬であるので、他のイミノクタジンを含む農薬の使用回数と合わせ、作物ごとの総使用回数の範囲内で使用すること。
- (3) ももに使用する場合、缶桃14号等の缶詰用品種では葉に薬斑を生じるので使用しないこと。
- (4) りんごに使用する場合、芽出し2週間過ぎから落花後25日頃まではさび果を生じるおそれがあるので、この時期の使用はさけること。
- (5) 西洋なし品種ルレクチエではさび果を生じるので、かからないように注意すること。
- (6) かきの品種西村早生では葉に薬斑を生じるので、かからないように注意すること。
- (7) 本剤をおうとうに使用する場合、着色期の散布では薬害（着色障害）が生じるおそれがあるので使用しないこと。
- (8) 幼果期のメロン、ばらに対して薬害を生じるおそれがあるので、かからないように注意すること。
- (9) 蚕に対して毒性があるので、桑にかからないように注意して散布すること。
- (10) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (11) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (12) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

